



高額療養費の請求はお済みですか？

市民生活課国保・年金係 ☎75-4973

医療機関、薬局で支払った1カ月の医療費の合計額が一定額（自己負担限度額）を超えている場合は、高額療養費として請求ができます。

自己負担限度額については、年齢等により取扱いが異なります。また、加入されている保険者で請求方法等が違いますので、各保険者にご確認ください。

※治療を受けた日の翌月の1日から2年を経過すると、時効となり払い戻しができませんのでご注意ください。

※確定申告で医療費控除を申請される方は、申告前の確認をお勧めします。

70歳未満の方の区分

区分	1ヶ月の自己負担限度額	多数該当 (4回目以降)
上位所得【ア】	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
上位所得【イ】	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般【ウ】	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般【エ】	57,600円	44,400円
低所得【オ】	35,400円	24,600円

70歳以上75歳未満の方の区分

区分	1ヶ月の自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得	Ⅲ	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 《多数該当：140,100円》
	Ⅱ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 《多数該当：93,000円》
	Ⅰ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 《多数該当：44,400円》
一般	18,000円	57,600円 《多数該当：44,400円》
低所得	Ⅱ	24,600円
	Ⅰ	15,000円

●医療の適正化にご協力ください ～保険証は正しく使いましょう～

社会保険等加入や転出などにより国民健康保険の資格を喪失する場合は、国民健康保険証は市役所窓口へご返却ください。また、その旨医療機関等にお申し出ください。

国民健康保険証を提示し医療機関等で診療等を受けた日が、社会保険等加入日以降の場合は、国民健康保険が給付した医療費を返還していただくことになります。

子育て世帯生活支援特別給付金事業

福祉事務所子育て支援係 ☎75-4961

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行うために、給付金を支給しています。

給付金の種類は4種類です。

- ひとり親世帯分(8月1日号掲載)
- その他の子育て世帯分(8月1日号掲載)
- 学生等世帯分(10月15日号掲載)
- 住民税均等割のみ課税世帯分(10月15日号掲載)

それぞれの給付金は重複して支給を受けることはできません。

申請期限は令和5年2月28日です。各号をご確認のうえ、お早めに申請をしてください。